

議案第68号

入間東部地区消防組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年4月1日から、入間東部地区消防組合の共同処理する事務にし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務並びに火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務を加え、同組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成29年8月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

入間東部地区消防組合で共同処理する事務にし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務並びに火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務を加え、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出します。

入間東部地区消防組合理約の一部を変更する規約

入間東部地区消防組合理約（昭和45年指令地第1742号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

入間東部地区事務組合理約

「第1章 総則」を削る。

第1条を削る。

第2条中「組合は」を「この組合は」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改め、同条を第1条とする。

第3条中「もつて」を「もって」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「の各号」を削り、同条に次の2号を加える。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理に関する事務

(4) 火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

「第2章 議会」を削る。

第6条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第5条とする。

第7条第1項中「、議員」を「、それぞれその議会の議員」に改め、同条第2項中「終わった」を「終わった」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「任期」を「議員の任期」に改め、同条第3項中「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（議員の補欠選挙）」に改め、同条第2項中「第7条第2項及び第3項」を「第6条第2項及び第3項」に改め、同条を第8条とする。

「第3章 執行機関」を削る。

第10条第3項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第9条とする。

第11条の見出しを「（管理者及び副管理者の任期）」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第2項中「任命する」を「管理者が任免する」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「消防吏員その他」を削り、同条を第13条とする。

第15条第3項中「、組合の議員としての」を「組合の議員としての」に、「、4年」を「4年」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、組合のそれぞれの事業により生ずる収入その他の収入をもって当該事業ごとに充て、なお不足があるときは、当該事業ごとに組合市町の負担金をこれに充てるものとする。

2 前項に規定する組合市町の負担金の割合は、次のとおりとする。

(1) 共通経費（次号から第4号までに掲げる経費を除く経費をいう。）

ア 均等割 20%

イ 人口割 80%

(2) 第3条第1号及び第2号に掲げる事務に係る経費

ア 均等割 20%

イ 前年度普通地方交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額割 80%

(3) 第3条第3号に掲げる事務に係る経費

ア 均等割 20%

イ 人口割 50%

ウ 処理人口割 30%

(4) 第3条第4号に掲げる事務に係る経費

ア 設置に係る経費

(ア) 人口割 80%

(イ) 組合市町割 20%

イ 管理に係る経費 人口割 100%

3 前項第1号イ、第3号イ並びに第4号ア(ア)及びイに規定する人口割の人口は、前年の10月1日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより住民基本台帳に記録されている者の数とする。

4 第2項第3号ウに規定する処理人口割の人口は、前年の10月1日現在における処理人口とする。

5 第2項第4号ア(イ)に規定する組合市町割は、富士見市及び三芳町にあってはそれぞれその4分の1を、ふじみ野市にあってはその4分の2を負担するものとする。

第4章を削る。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、「あつた」を「あった」に改める。

附則第2項に見出しとして「(経費の支弁の特例)」を付し、同項中「第16条」を「第15条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

(負担金の割合の特例)

2 組合の経費に係る負担金の割合のうち、組合と入間東部地区衛生組合との統合に関する経費に係る負担金の割合は、第16条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 均等割 20%

(2) 人口割 80%

3 前項第2号に掲げる人口割の人口は、平成28年10月1日現在において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の定めるところにより住民基本台帳に記録されている者の数とする。

(任期の特例)

4 附則第1項ただし書に規定する日において組合の議員である者及び監査委員である者(識見を有する者のうちから選任された者を除く。)の任期は、第8条第1項及び第15条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(事務及び財産の承継等)

5 組合は、入間東部地区衛生組合の事務及び財産を承継する。

6 管理者は、入間東部地区衛生組合の平成29年度における決算を監査委員の審査に付するものとする。

7 管理者は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて組合の議会の認定に付し、その旨を埼玉県知事に報告するものとする。

8 管理者は、前項の規定により組合の議会の認定に付した決算の要領を公表するものとする。